

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時金の概要が発表されました

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に給付される「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の概要が発表されました。なお、一時支援金の給付要件等は、引き続き検討・具体化されており、変更になる可能性があります。

給付額 = **前年又は前々年の対象期間の売上の合計** - **2021年の対象月の売上** × 3か月

中小法人等

上限**60万円**

対象期間

1月～3月

個人事業者等

上限**30万円**

対象月

対象期間から**任意**に選択した月

- ◎ 飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛以外の理由であれば、売上が50%以上減少していても対象外です。
- ◎ 岐阜県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支援金と重複受給できません。
- ◎ 2019年及び2020年の両方の確定申告書が必要です。申請をご検討の方は適正な確定申告を行ってください。なお、持続化給付金及び家賃支援給付金、休業協力金等は課税対象ですので、受給された方は確定申告が必要になる場合があります。

原則としてオンライン申請になります。(困難な方向けの入力サポートが実施される予定)
申請前に、登録確認機関の事前確認を受ける必要があります。(商工会も登録申請済み)

4月1日から、税込価格の表示(総額表示)が必要になります

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の商品札や棚札などのほか、チラシ・カタログ・広告など、どのような表示媒体も対象となります。

総額表示と認められる価格表示の例

10,780円

9,800円(税込価格10,780円)

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

総額表示と認められない価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円+税

9,800円(本体価格)

※本体価格9,800円、税込価格10,780円(税率10%)の例

※税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を合わせて表示することは可能

【お問合せ】

高山南商工会

<http://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

本所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529

高根支所 ☎59-2134

高山市「みんなで応援商品券(第2弾)」販売始まる!

- 商品券の概要 1,000円の商品券が10枚で1セット(1万円分)となったものが、5千円で販売されます。(プレミアム率100%)
- 購入限度額 ひとり2セットまで(購入は1回限り)
- 購入できる方 令和3年1月25日現在、高山市に住所を有する方
※高山市から送付される購入申込書が必要です。
- 販売期間 令和3年2月22日(月)～令和3年4月30日(金)
- 使用期間 令和3年3月8日(月)～令和3年5月31日(月)
※緊急事態宣言の延長に伴い使用開始日が変更になりました。



商品券取扱い加盟店登録受付中 お申込みは商工会へ

トクチケ使用期限終了! プレミアム分の商品券の 換金は3月15日までに!

トクチケの使用期間は、2月28日で終了しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、予定されていた食事や買い物ができなくなった方もおみえになることから、販売した事業所のみで使用できる前売り券については、各事業所の判断で柔軟な対応をお願いします。

プレミアム分の高山南商工会共通商品券については、市補助金の精算の関係上、使用期限の延期はできません。

なお、**プレミアム分の商品券の換金期限は令和3年3月15日**です。以降の換金できませんので、お忘れのないように換金いただきますようお願いいたします。

申告・納付の期限が延長されました

◎申告期限・納付期限

	当初	延長後
申告所得税	R3.3.15(月)	R3.4.15(木)
個人事業者の消費税	R3.3.31(水)	
贈与税	R3.3.15(月)	

◎振替日

	当初	延長後
申告所得税	R3.4.19(月)	R3.5.31(月)
個人事業者の消費税	R3.4.23(金)	R3.5.24(月)

令和3年度の雇用保険料率が決定

～令和2年度から変更ありません～

事業者の種類	負担者	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		3/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産※・清酒製造の事業		4/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

- 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、内水面養殖及び特定の船員を雇用する事業については一般の事業が適用されます